

竹原市ホームページ・バナー広告ガイドライン

平成23年5月1日制定

竹原市のホームページに掲載するバナー広告の表現について、竹原市広告掲載要綱、竹原市広告掲載基準及び竹原市ホームページ広告掲載取扱要領に規定する事項のほか、必要な事項を定める。

1 禁止する表現

次の表現を含むバナー広告は、閲覧者に誤解を与えたり、誤操作を招く恐れがあるため、使用することができない。

- (1) 「開く」、「閉じる」、「×」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク（「警告」、「注意」などあたかも警告等を発しているかのような誤解を与えるもの）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択ができるかのような誤解をあたえるもの）
- (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

2 代替文字列の指定

広告に用いる画像には代替文字列として、「広告」の文字とともに広告主名を指定する。

3 市ホームページとの区別化

閲覧者が市のホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがある表現又は閲覧者が市の事業であると誤解する恐れのある表現を使用してはならない。

4 色調及び解像度について

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

また、文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

5 その他注意事項

- (1) 広告は、わかりやすい適正な言葉と文字を用いること。
- (2) ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと。
- (3) ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと。